

(発行所)
全国港湾労働組合連合会
〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2
日港福会館1F
電話：03-3733-2561
FAX：03-3733-2627
発行人：玉田雅也
定価：30円(組合費を含む)

(毎月1回15日発行・平成7年8月18日)
第三種郵便物認可
2024年12月15日 第381号

全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
(ZENKOKU-KOWAN)



E-Mail : nfduj@zenkoku-kowan.jp



24年度年末年始例外荷役 国交省の介入に強く抗議。 あらためて労使政策委員会 議事確認の実行を主張。

12月6日(金) 国交省と全国港湾・港運同盟との間で定例となっている港運労務協議会が開催され、全国港湾と港運同盟は国交省が発表した年末年始協力依頼文書に対し抗議声明を発表。あらためて労使政策委員会議事確認の実行を主張した。

12月6日(金) 国交省と全国港湾・港運同盟との間で定例となっている港運労務協議会が開催された。港運労務協議会では石炭火力発電施設の休廃止に係る港湾労働者の職域・雇用問題。全国の港湾施設内の防災無線の有無と改善に向けた課題。米軍普天間飛行場移設に伴う名護市辺野古の新規地建設に関して、沖縄県に岸壁の使用や船の入出港などの届け出がされないまま荷役が行われた事など課題が多岐にわたった。

そのなかで組合は懇話会冒頭、11月8日(金)に日港協と全国港湾・港運同盟との間で交わされた「24年度年末年始不稼働」の議事確認に対し、国交省は11月29日付で「年末年始に港湾荷役が実施されないことに伴う対応について(協力依頼)」という文書を全国港湾に向け発出したことを受け、全国港湾と港運同盟は国交省に対し、「24年度年末年始荷役に係る「国港経70・71号」について(抗議声明)」を発表すると同時に、国交省に対して「国交省の協力要請文書に対し、我々は憤慨している。『これまで離島航路などの生活物資に係る荷役はライフラインとして例外荷役を行っている経過がある。国交省は我々の所管行政であるにも係らず認識不足であると言わざるを得ない。』『民間労使での確認事項に対し、なぜ行政が介入してくるのか理解に苦しむ』などの主張を行い、あらためて港運労使での確認事項に対する国交省の不介入と、24年度年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認の実行を主張した。

24年度年末年始荷役に係る「国港経70・71号」について(抗議声明)

題記文書(以下「本文書」と略)を24年12月2日に受け取りました。港湾運送業務を所掌する国土交通省が、当該民間労使の合意に介入すること自体、驚きであり、怒りさえ禁じ得ません。ここに、国交省に対して断固とした抗議の意を表するものです。

国交省も承知の通り、私たちは20年以上にわたり、港湾の364日24時間稼働に対応して働き、正月・年末年始という特別な意味を持つ時期にも、極寒・寒風に耐えて業務に当たってきました。そうした中で、人員不足が深刻化し、港湾特有の波動性によって強いられた不規則・長時間労働の実態が、これに拍車をかけています。

私たちは、人員確保のためには、適正料金の確保を前提に「人として生きるにふさわしい休みの確保」と「世間並みの賃金」が不可欠と考え、その第一歩として「年末年始・正月休日の実行」を決断しました。しかし「本文書」は港湾の労働環境整備に向けた労使の努力を視ずに、「それでも業務遂行を」との意思が行間にもにじむものと判断せざるを得ません。現場からの「正月くらい休ませてくれ」という悲痛な叫びを理解されたものとは思えません。

本文書で指摘されるライフラインとは何を指し、「柔軟な対応」とは何をせよと言われるのでしょうか。産別協定はもとより、労基法をはじめ世間並みの労働規範を黙過してでも、安全を二の次にしても集中する貨物の荷捌きをと「協力要請」されるのでしょうか。私たちの選択は、ストライキではありません。「年末年始・正月休日の実行」を決断したので、よって、ライフラインの確保は当然として、港湾運送業務の社会性や公共性に鑑み、必要な対応をすべきことは十分に承知しています。国交省もこれを理解されているものと考えていました。

したがって、こうした私たちの心情を逆なでするような「本文書」は誠に遺憾であり、常軌を逸している受け止めざるを得ません。また、「本文書」が発出されたことで、冷静な対応に苦慮する現場にかえって混乱をきたす可能性があることを憂慮しています。あらためて「正月休日の実行」が深刻化する人員不足への対策、労働環境整備への取り組みの一環であることを理解頂くよう強く求めるものであり、本状をもって抗議するものです。

2024年12月3日

以上
全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹内 一 殿
全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 足立 賢 次

<添付> 年末年始に港湾荷役が実施されないことに伴う対応について(協力依頼)

国港経第70号
令和6年11月29日

全国港湾労働組合連合会
委員長 竹内 一 殿

国土交通省港湾局長
稲田 雅裕
(公印省略)

年末年始に港湾荷役が実施されないことに伴う対応について(協力依頼)

年末年始の港湾荷役につきましては、毎年、港湾ユーザーからの荷役実施の要望を受け、港湾運送の利用者団体である一般社団法人日本港運協会と港湾運送の労働組合である全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟の間で協議を行い荷役の実施等を決めているものと承知しております。

本年度におきましても、労使協議が進められましたが、労使間の主張の隔たりが埋まらず、協議が整わなかった結果、年末年始(12/31~1/4)の港湾荷役が実施されないこととなりました。

年末年始の港湾荷役は、これまで20年以上にわたり継続されてきたところであり、今回の事態が物流に影響を及ぼすことが懸念されます。

つきましては、物流の混乱を防止し、国民生活に対する影響が極力小さくなるよう、以下の事項について、貴組合関係団体に対して協力要請下さいますようお願い申し上げます。

<協力要請事項>

- ・年末年始期間中のライフラインが途絶しないよう必要な荷役の実施
- ・年末年始前後の本船荷役及び取扱貨物の集中に対する柔軟な対応

シヤモ樽

労働基準法の「過半数代表者」の機能が強化が検討されている。1日8時間を超えて残業をすすめるには、従業員の過半数が加入する「過半数労働組合」との間で、使用者は労使協定を結ばなければならぬ。就業規則を変更して労働条件を見直したい場合には過半数労働組合の意見と聴取が必要となる。この過半数労働組合が無い場合、従業員から選ばれた「過半数代表者」が代わりを担うことになっている。▼過半数代表者は大切な役割を担う存在だが、使用者が人選するなど形骸化が指摘される。そこで、選出の手続きの定めや、教育・研修、情報提供と便宜供与、複数人選出・任期制などの論点を、厚生労働省の労働基準関係法制研究会が11月に提示した。このことにより、さまざまな管理を適正化できると思う。しかしながら、憲法28条で明記された「団結権」や「団体交渉権」「団体行動権」を保障されている労働組合と違い使用者との対等な交渉は望めない。そのため、過半数労働者の機能強化の観点から労働組合の組織化へと促す施策が必要との意見も出ている。また、財界の意向に沿った労働時間規制の適用を外す道具に利用しているのではないかと危惧する声も上がっており、これからの注視が必要がある。